



グローバルモビリティ～イミグレーション～

水際対策強化に係る新たな措置（27）及び今後の見通しについて

2022 年 5 月

はじめに

「水際対策強化に係る新たな措置（27）」について

「水際対策強化に係る新たな措置（27）」が発表され、2022 年 3 月 1 日以降、観光目的以外の新規の短期滞在及び長期滞在の入国が認められています。2021 年 11 月 8 日に限定的に新規入国の緩和が開始されましたが、急速なオミクロン株の感染拡大に伴い、11 月末には再び緩和措置が停止してしまいました。それ以来、実に 3 カ月ぶりの見直しとなります。

今回の措置は、前回に比べて入国のプロセスがかなり簡易化されています。4 月現在、1 日の入国者総数の上限が日本人を含む 1 万人程度（3 月初めは 5000 人程度）と決まっていますが、比較的円滑に入国ができるようになっています。

対象者は前回同様、商用・就労等の目的の短期滞在者及び長期間の滞在者に限定されています。今回も査証申請にあたり、日本の受入責任者が必須となっておりますが、前回との大きな違いは主に下記 6 つとなり、入国までのプロセスが効率化されています。

- 1) 事前申請が入国者管理システム（ERFS）に統一

- 2) 所管省庁の事前審査及び審査済証の廃止
- 3) オンラインによる ERFS への登録の迅速化及び受付証の即時発行
- 4) 査証申請の必要書類の簡素化
- 5) ワクチン証明書による待機期間の緩和
- 6) ファストトラックの運用

1. 入国者管理システム（ERFS）と受付証

日本へ短期又は長期で新規に入国するためには、在外公館等にて査証（ビザ）を申請する必要があります。現在、査証免除措置及び APEC・ビジネス・トラベル・カードの査証免除の効力は停止されていますので、新型コロナウイルス感染拡大前のように、査証なしでの入国はできなくなっています。前回の緩和措置の時には、査証を申請するためには所管省庁による事前審査及び「審査済証」の発行が必要でした。規制緩和当初はメールによる所管省庁への事前申請、その後厚生労働省の入国者管理システム（ERFS）へのオンライン申請に移りましたが、経済産業省のみが G ビズ経由による事前申請となっていました。今回の見直しにより、事前申請は入国者管理システム（ERFS）に統一され、所管省庁による事前審査がなくなり、入国者のパスポート情報、入国予定日、入国後待機施設等の住所を ERFS に登録すれば、「受付証」が即時発行されるようになりました。査証申請に必要な、事前審査に時間を要していた「審査済証」の代わりに、登録のみ必要な「受付証」に変更され、申請までの時間がかなり短縮されています。

2. 査証申請の必要書類の簡素化

2022 年 4 月 8 日より、査証免除措置国の査証申請者に対して、申請書類の簡素化が始まりました。ビジネス目的の短期査証の申請についてのみですが、基本的には 1) パスポート原本 2) ビザ申請書 3) 写真 1 枚 4) 受付証にて査証申請が可能となります。ただし、査証審査中に必要に応じて追加書類を求められ場合もあります。

3. ワクチン証明書による待機期間の緩和

有効な新型コロナウイルス感染症のワクチンを 3 回接種していることを証明できる書類を保持していれば、入国後の自宅等待機期間をなしに、又は短縮することができます。

(1) 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている指定国・地域から入国し、ワクチンを 3 回接種していない場合は、検疫所が確保する宿泊施設での 3 日間待機が必要となります。3 日後の検査で陰性なら、その後の待機は必要ありません。

(2) 指定国・地域から入国し、ワクチンを 3 回接種していることが確認できる証明書を保持している場合は、原則 7 日間の自宅等待機が必要ですが、入国後 3 日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届出した場合は、その後の自宅等待機の継続は必要ありません。

(3) 指定国・地域以外から入国し、ワクチンを 3 回接種していない場合は、原則 7 日間の自宅等待機が必要ですが、入国後 3 日目以降の自主検査で陰性の場合、その後の待機は必要ありません。

(4) 指定国・地域以外から入国し、ワクチンを 3 回接種していることが確認できる証明書を保持している場合は、入国後の自宅等待機は必要ありません。

※2022 年 4 月現在の指定国・地域は、ロシア全土、トルコ、スリランカ、韓国、エジプト、パキスタン、ベトナム

※2022 年 4 月現在の有効な新型コロナウイルス感染症のワクチンは、1 回目と 2 回目はファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社、ヤンセン社、バーラト・バイオテックス社、ノババックス社、フォースン・ファーマ社、ピオンテック社、インド血清研究所の製造のワクチンとなっています。3 回目のワクチンは、ファイザー社、モデルナ社、ノババックス社、フォースン・ファーマ社、ピオンテック社、インド血清研究所製造のみ有効。* ヤンセン社のワクチンは 1 回接種で 2 回分相当とみなします。

4. ファストトラックの運用

2022 年 4 月現在、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、成田国際空港にてファストトラックの運用を行っています。

ファストトラックとは、日本入国前に、空港検疫で実施している手続の一部を、入国者健康居所確認アプリ（MySOS）を通じて WEB 上で済ませることができます。入国前に実施可能な検疫手続は以下の通りとなっています。

- ・質問票の記入
- ・誓約書の記入
- ・ワクチン接種証明書の有効性の確認
- ・出国前 72 時間以内の検査証明書の有効性の確認
- ・健康居所確認アプリ（MySOS）のインストールとログイン

上記の手続を日本入国前に済ませることで、日本入国時の検疫手続が簡素になり、スムーズな入国が可能となります。

ファストトラックの利点は、入国時の検疫手続の簡素化のみならず、事前に出国前 72 時間以内の検査証明書とワクチン接種証明書の確認ができることです。検査証明書の事前確認により、有効ではなかったために日本への上陸が認められないことも防ぐことができ、入国後の自宅待機期間の有無もわかります。

まとめ

2022 年 4 月時点においては、日本での新型コロナ新規感染者数も減少傾向にありますが、やはり観光目的の入国緩和には政府は慎重であり、具体的な時期についての発表はありません。現在政府は、新型コロナの内外の感染状況、主要国の水際対策の状況を踏まえながら今後の検討を進めている段階であると思われます。

政府は、2022 年 4 月 1 日付で新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される感染症危険情報について、106 カ国を感染危険情報レベル 3（渡航中止勧告）からレベル 2（不要不急の渡航は止めてください）へ引き下げていますので、段階的ではありますがレベル 1（十分注意してください）へ近づいています。レベル 1 になりますと、日本入国後の待機も解除される可能性もありますので、観光目的の入国も認められる日が近いかもしれません。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[グローバルモビリティ 緊急解説：新たな措置により、本当に入国制限の解除および入国後の待機期間が 3 日に短縮されたのか](#)

[グローバルモビリティ ベトナムへの入国に関する最新状況のアップデート](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事イミグレーション関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター ～イミグレーション～](#)

※デロイトトーマツのイミグレーションサービスはこちら [イミグレーションサービス](#)

デロイト トーマツ行政書士法人



マネージングディレクター 林 毅

takeshi.hayashi@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)

email : deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001